

第37回長野県個人情報保護運営審議会 会議録

- 1 日 時 平成27年3月24日（火） 午後1時30分～午後5時00分
- 2 場 所 長野県庁 議会増築棟4階 401号会議室
- 3 出席者
(委 員) 竹内会長、岩井委員、織委員、松江委員、宮原委員
(事務局) 久保田課長、山崎企画幹、丸山担当係長、永原主事、羽片主事、和田主事
- 4 議 題
 - (1) 意見聴取案件について
 - (2) 特定個人情報保護評価における第三者点検
 - (3) 第三者からの自己情報開示請求への対応について
 - (4) その他
- 5 経 過
 - (1) 3月17日（火） 各委員へ事務局から意見聴取案件資料を事前送付
 - (2) 3月17日（火）～3月23日（月）
各委員へ事務局から特定個人情報保護評価における第三者点検について事前説明
 - (3) 3月24日（火） 審議会の開催（別紙のとおり）
 - (4) 3月26日（木） 意見聴取案件の審議結果を実施機関へ通知
 - (5) 4月13日（月） 特定個人情報保護評価における第三者点検の結果を実施機関へ通知

(別紙)

会 長： これより、第 37 回個人情報保護運営審議会を開会します。
まず、案件一覧表 1 ページの「県立大学設立準備課」の番号 279 番から
「人事委員会事務局」の番号 287 番の定型案件について事務局から説明を
求めます。

事務局： (説明 番号 279～287)

会 長： 委員の皆さんいかがでしょうか。

委員： (意見なし)

会 長： 続いて、新規の一般案件の審議に入ります。
案件一覧表の「県民協働課消費生活室」の番号 288 番から「食品・生活
衛生課」の番号 292 番の案件について事務局から説明を求めます。

事務局： (説明 番号 288～292)

会 長： ただ今の番号 288 番から 292 番について委員の皆さんから、何かござい
ますか。

委員： (意見なし)

会 長： 案件一覧表の「税務課」の番号 293 番から番号 296 番の案件について、
税務課から説明を求めます。

税務課： (説明 番号 293～296)

会 長： ただいま説明があった件について、委員の皆さんいかがでしょうか。

委 員： 自動車税の確認システムのところで、運用に関しては日立製作所が行う
と記載されていますが、日立製作所から先の下請けはあるのでしょうか。

税 務 課： それはありません。

委員： セキュリティ対策は講じられていると書いてありますが、これはもう向こうの言うことを鵜呑みにして。

税務課： 都道府県税協議会と日立製作所で契約が取り交わされてございまして、その中で必要な措置を講ずるよう、具体的な例を挙げて契約を結ぶということでございます。

委員： その検証も行われているということでしょうか。

税務課： 平成 25 年度に実証実験を行っておりまして、その時点では特に問題はないという結果になっています。

委員： 長野県として特別に監査するとか、そういうことは行っていないんですよね。

税務課： 本県におきましては、必要な措置を講じるように文書で通知を出しております。

委員： わかりました。

会長： 他に何かございますか。よろしいですかね。

それでは、案件一覧表の「財産活用課」の番号 297 番から「行政改革課」の番号 299 番の案件について事務局から説明を求めます。

事務局：（説明 番号 297～299）

会長： それでは今の説明について委員の皆さんから何かありますか。

委員：（意見なし）

会長： 「県立大学設立準備課」の番号 300 番から「義務教育課」の番号 302 番の案件について事務局から説明を求めます。

事務局：（説明 番号 300～302）

会長： それでは今の説明について委員の皆さんから何かありますか。

委員：（意見なし）

会長： よろしいですか。次に「高校教育課」の番号 303 番の案件について高校教育課から説明を求めます。

高校教育課：（説明 番号 303）

会長： 委員の皆さんいかがでしょうか。

委員： 当該生徒の卒業後の就職相談の概要及び就職活動の実績というのは、こちらの指導要録 138 ページの進学先、就職先を指すのでしょうか。

高校教育課： こちらに記載されることもありますし、141 ページに「総合所見及び指導上参考となる諸事項」という欄がありまして、この説明書きの③として、進路指導に関する事項がございますので、こういったところに記載がされる場合もあります。138 ページの進学先、就職先というのは、実際にそこに進学なり就職するという場合に、そちらに書き込むというような扱いになると思います。

委員： この生徒指導要録というのは、第三者が閲覧する事は想定されていない、教師だけが見るものなのでしょうか。

高校教育課： 一般的に誰の目にも触れるというものではございません。教員が記載しまして、学校内で保存している物でありまして、通知表というような形で生徒保護者の目に触れる内容もございますが、この内容そのものをもし見たいという事になれば、自己情報開示請求をしていただくという事になります。

委員： 私が気になっているのは、卒業後の就職相談の内容より就職活動の実績のところ、客観性を欠いていて、その時その時の生徒と教師との信頼関係に基づく記載が主で、裁判の聴講資料になじむのかという点と、これが裁判の証拠として出た場合に、今後、教員がここに記載するのが、教育指導としてやりにくくなるという弊害がないかどうかということと、また、教師が外部へ出ることを想定しないで書いていた内容は、今回の亡くなった児童の保護者の要望と違った場合に、教員自身が紛争に巻き込まれる可

能性はないかということです。その辺りの議論は内部でありましたか。

高校教育課： 生徒指導要録は、何年か前からかなり開示の対象になっていますので、開示されることを想定していないということはありません。今はそれを想定して書いています。

委員： そうすると教員としても、確実な情報のみ、大きな問題にならない情報を客観的に書いているということですね。

会長： 他になにかございますか。
今の質問も、そういう内容であれば特に問題はないということですか。

委員： はい。結構です。

会長： 他はよろしいですかね。
最後に、案件一覧表にはありませんが、目的外提供の意見聴取案件が急遽追加で提出されたということです。この案件は、特定個人に関する情報の目的外提供で、資料に個人が識別できる情報が含まれるということです。個人情報保護条例第 48 条の「個人情報の保護を図る上で支障がある」と認められます。

この案件については非公開としたいと思いますが、委員の皆さんいかがでしょうか。

委員：（承諾）

<番号 304 番の案件について、非公開審議>

会長： それでは、非公開の審議はここまでで、改めて公開の審議とさせていただきます。

以上で、通常の見解聴取案件の審議は全て終了しました。今回の審議会におきましては、意見のついた案件はありませんでしたので、全件について適当ということとしてよろしいでしょうか。

委員：（承諾）

会長： ありがとうございます。

続きまして、特定個人情報保護評価における第三者点検を行います。
始めに事務局から、評価対象事務の概要及び点検の方法について説明を求めます。

事務局：（説明 評価対象事務の概要、点検方法）

会 長： ここまでで、委員の皆さんからご質問等がありますか。

委員：（意見なし）

会 長： よろしいですか。

それでは、個別の事案についての点検に入りたいと思います。「住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」について、市町村課から説明を求めます。

市町村課：（説明 住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務）

会 長： ただいま説明があった事務について、委員の皆さんから御意見・御質問等がありますか。

委 員： リスク管理についてなんですが、評価書の16ページのルールの内容のところでも、自己点検が年1回と出てきていて、個人的に年1回という少ないように思ってしまうのですが。

市 町 村 課： 自己点検の前提として、規程に定められている項目がきちんとできているかは項目ごとに、3ヶ月に1回とか月1回必ずチェックした記録を残すようにしており、そのチェックがなされているかの点検を年に1回しているという形になりますので、総合的な自己点検は年1回の総ざらいという形で実施しております。その点につきましては、総務省の指示の範囲ですので年1回程度で十分ではないかと考えています。

会 長： 個々の3ヶ月に1回点検するというのは、評価書ではどの辺りに記載されているのですか。

市 町 村 課： 評価書自体にはないですね。

年1回の自己点検ということでまとめて書かせていただいていますので、項目によっては3ヶ月に1回のチェックを行い具体的な頻度というのは書いていないところです。

委 員： セルフチェックの項目はどういった内容になっていますか。

市 町 村 課： 総務省で定めた項目が、130項目くらいありまして、それらについて年1回自己点検をしているところですが、例えば、業務端末の方で本人確認情報が記載された帳票を速やかに持ち帰るということを規程で定めていますが、それがきちんとされているかどうかということを正副の担当でお互いに確認して記録しております。評価書で申し上げますと、14ページになりますが、一番下のところに、「その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる」ということで書かせていただいていますので、これらの項目がきちんとできているかを、それぞれ項目ごとに定めた期間に応じてチェックしているところでございます。

会 長： 一定の期間ごとに確認しているというのは、14ページのその他の一番下に書いてあるような説明の中に含まれていると、そういう意味でよろしいですか。

市 町 村 課： これらの項目に対して、それぞれの項目ごとに適切な期間で自己点検をしながらという形でございますので、「以下の措置を講じる」という中で表現できているということです。

委 員： ちょっとまだ釈然としない感じがします。具体的な回数が4回ぐらいとか、そこまで詳しく書かれていないのかなと思ったのですが。

市 町 村 課： お話しましたように、自己点検は130項目くらいございまして、その130の項目がそれぞれみんな同じタイミングで確認するというわけではないものですから、一つの項目ごとにそれぞれ適切な期間で点検をするという形を取りますので、130の項目全てを落とし込むというのは難しいかと思ひまして、期間について記載はしていませんが、それぞれのタイミングで確実にを行うということです。それらは、全体として先ほどの自己点検の中で項目確認全体について、それぞれのタイミングでやっているかどうかということも含めて、年に1回確実に、点検をさせていただいておりますので、

細かな一つ一つの項目については、記載をしていないところです。

委員：それが外部監査とかの段階でもまた評価されるということですか。

市町村課：やはり自分達の点検が正しいのかどうかという目は必要だと思いますので、私どもの内部監査、あるいは外部監査において厳しい目で点検を行うということになります。

委員：住基のシステムは十数年動いている実績がありますよね。マイナンバーが紐付けされるということで、今までとは違うところでリスク対策が重要になってきていますが、実際にやっておられる方としてはどのようなことを考えていますか。これで十分なのでしょうか。

市町村課：元々住基ネットはきちんとセキュリティ対策をしているという信頼性が元になって運用してきているものなので、これまでも他の業務よりもより一層手厚いセキュリティ対策を講じてきています。基本的なセキュリティ対策とすれば、今までのセキュリティ対策を引き続き確実に実施することが最も大事かと考えており、番号制度導入に伴って、住基ネットを利用する職員が増えるという部分もリスクが増える部分でございますので、ここはより一層職員教育を徹底するというのが最も大事かと考えております。

委員：自分の知らないところで、一番大事な情報が県の職員とか市町村の職員に流通するということは決して気持ちのいいものではないですよ。そうした時に評価書の21ページのところに開示請求とありますが、自分の情報はどういうルートでどうやって使われたのかと聞かれた時に、きちんとスムーズに対応していただけるのでしょうか。

市町村課：今も県のホームページに手続につきましては掲載しておりますし、各地方事務所でも開示請求を受け付けているところがございますので、引き続き適切に周知してまいりたいと思います。

委員：Ⅱの4の特定個人情報ファイルの取扱いの委託ということですが、いわゆる「孫請」まで業者の方が入ってくるということですよ。委託先の委託先なので。そうすると、再委託先に対する対策というのが、先ほどの職員の方の初任者研修だけでいいのかとか、ここの部分は何か規制をする

工夫が必要なかなと思ったのですが。

市 町 村 課： 委託先にも再委託先にも、特定個人情報ファイルの閲覧や更新という、中身にアクセスする権限というのは一切与えていませんので、リスクは軽減できていると考えております。

委 員： システムの方の委託という事ですね。
それと職員研修については、その程度で十分なものなののでしょうか。

市 町 村 課： まず一番大事なのは、人事異動が生じた直後に初任者になった職員が、セキュリティ対策の内容を理解してもらえるかということがまず重要なところだと考えておまして、4月に2回ほど研修を実施しておまして、初任の方は必ずセキュリティ研修を受けないと、住基ネットは使えないということで厳しく運用しております。その研修の結果、外部監査や内部監査の結果が、近年は非常に良好でございまして、セキュリティ研修をやってきた成果が監査結果にも表れているのではないかと思いますので、記載した職員研修を行うことで十分周知徹底できているものと考えています。

委 員： この制度は、本人確認情報が正確であることが大前提だと思いますが、漢字の表記で、いくつもの名前があったり、外国籍の県民の場合、氏名が住民票とパスポートと保険証で違うということはざらにあると思うのですが、そういうこの制度を使う大前提としての、本人確認情報の精度というか洗い出しはすでに済んでいるのでしょうか。

市 町 村 課： 個人番号はこれから新しく保有するようになりますが、今住基ネットの中では住民票コードという一人につきしかつかない番号で氏名を管理しておりますので、基本的に一つのコードに対して、漢字違いで同じ人の情報が2つ載るようなことはありません。

委 員： 住民基本台帳の管理はあくまでも市町村の業務なので、例えば県サーバや機構サーバに、地震とか災害とかテロがあっても、個別に市町村の住民基本台帳によるサービスに影響はないのでしょうか。

市 町 村 課： 県のサーバが止まれば、県全体の情報が更新されないという状況になる可能性はあります。

委員： それは一時的に市町村と県サーバと機構サーバで抱えている情報に不一致が出るだけで、窓口業務としては、現実には市民が行政サービスを受ける時に支障はないという事ですか。

市町村課： 一部住基ネットを使った業務、例えば住民基本台帳カードの交付事務というのは、この住基ネットの仕組みを使って交付しております、そういったところは、障害の質にもよりますが、止まってしまう場合はありますが、例えば市町村窓口で住民票を交付するとか、転出転入届を受理するとか、基本的な業務のところは止まらず、市町村の独自の事務の中でできることとなります。

委員： 市町村においても同じようなリスクマネジメントがなされると思うのですが、リスク対策には連携して取り組んでいるのでしょうか。一市民としては、県の方はしっかりやっても、市の方で漏れていたり、いろいろ漏えい事件が起きたりしないのか気になるのですが。

市町村課： 全市町村についても同じように年1回自己点検をしていただいておりますし、総務省で監査に参ったり、県の方でも市町村に巡回指導というような形で、自己点検の結果について指導に参ったりということはさせていただいております。

会長： 他にはよろしいですか。

それでは、この事務におきましては、当審議会としては、特定個人情報保護評価指針等に定める実施手続等に適合し、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当であることを認めるということによろしいでしょうか。

事務局： 自己点検の関係ですが、これを評価すること自体が長野県として個人のプライバシー保護を配慮した上で行いますという宣言でありますので、もう少し自己点検のところの記載を詳しくしていただければ、その方がいいかと思います。例えば14ページの一番下の「その他」のところですが、「以下の措置を講じるとともに、定められた項目についての点検を行う」ですとか、あるいは20ページの自己点検のところも、「日常的な自己点検を基に年一回総合的な点検をしている」というように、もう少し皆さんが安心感を持たれるような表現に変えていただくことも可能かと思います。

会長： その点、先ほどの意見を付して妥当だと認めるということによろしいで

すか。改めてそこを作ってもらって提案というそこまでしていただく必要はないかと思われませんが。

委員：（承諾）

会長： では先ほどの意見を付して妥当であるとしします。ありがとうございました。

ここで、10分間の休憩とします。

<休憩>

会長： 休憩前に続きまして、「地方税法等に基づく県税の賦課徴収に関する事務」について、税務課から説明を求めます。

税務課：（説明 地方税法等に基づく県税の賦課徴収に関する事務）

会長： ただいま説明があった事務について、委員の皆さんから御意見、御質問等がありますか。

委員： 評価書25ページのその他のリスク対策のところ、自己点検が年1回となっていますが、回数としては適当なのでしょうか。

税務課： 長野県におきましては、税務の情報は情報セキュリティポリシーでいう重要性区分Ⅰの情報資産として管理をしているところでございます。年に1回というのは、情報セキュリティポリシーに基づく、年1回の監査という形でございます。それ以外にも担当部署、所属地方事務所に対して、点検内容を確認するという事については、計画的に行っています。今回は細かい記述をしておりませんが、年に1回県庁の方から各地方事務所に事務考査という形で、毎年一年分の事務の確認をしております。その中で情報資産の取扱いについて確認をしているというのが現状でして、それを引き続きやっていくということです。

委員： 年1回以上いろいろ検査を行っている。

税務課： そうですね。他には、媒体の取扱いについては管理簿をつけておりますので、管理簿のチェックなども随時行っています。

会 長： 長野県の情報セキュリティポリシーというのは、一般的に皆さん了解している事項なのでしょうか。

税 務 課： 私ども税の職員は基本的に情報セキュリティポリシーに基づいてセキュリティを考えていますので、税務課の職員は基本的には理解しているという認識です。

会 長： それに基づいた取扱いをしていれば、基本的には情報の漏えいなどについては相当な対策が採られていると。

税 務 課： 情報セキュリティポリシーの中の重要性という区分がございます。税の情報は全て重要資産の分類が一番高いものになっておりますので、情報セキュリティポリシーの中の一番高い取扱いがされているという形になります。

委 員： 具体的にはどういったものですか。

税 務 課： セキュリティポリシーの中で重要性区分が4つございまして、情報セキュリティに対する脅威が県民の生命、財産、プライバシーに重大な影響を及ぼすもの、これが重要性区分Ⅰという事で、税務の情報はこの取扱いとなります。それから重要性区分Ⅱが、情報セキュリティに対する脅威が行政事務の執行に重大な影響を及ぼすもの、重要性区分Ⅲが、情報セキュリティに対する脅威が行政事務の執行に軽微な影響を及ぼすもの、重要性区分Ⅳが、影響をほとんど及ぼさないものという事で、税務については、先ほど申し上げた県民の生命、財産、プライバシーに重大な影響を与えるという事で、重要性区分Ⅰという扱いをさせていただいております。

委 員： 今の4つに基づいてセルフチェックの項目が作られているという事ですか。

税 務 課： セキュリティ監査自体は、それぞれ情報政策課の監査項目に基づいて行っています。

会 長： 他には何か御質問、御意見等ございますか。

委 員： Ⅲ番のリスク対策の「リスク対策は十分か」という項目で、3つの選択

肢の中の「十分である」が選ばれていますが、先ほどの住基事務のほうでは「特に力を入れている」を選んでいて、そのトーンの違いというのはどういうことでしょうか。なぜ「特に力を入れている」とされなかったのか、まだアンノウンなファクターが多くて、少し自重されているのでしょうか。

税 務 課： 特に、税務特有のセキュリティ対策を採っているというものではなく、あくまでも県の情報セキュリティポリシーに基づく中で、一般的に求められている分について対応しているという考え方ですので、「特に力を入れている」という選択はしなかったものでございます。

委 員： 課題が残っているというわけではないですね。

税 務 課： 住基については国直轄のシステムである一方、税務は県ごとのシステムでございますので、ちょっとそのセキュリティの考え方が若干異なるのかなと考えています。

会 長： それ以外に何かございますか。特によろしいですかね。

それでは、この事務におきましては、当審議会としては、特定個人情報保護評価指針等に定める実施手続等に適合し、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当であることを認めるということによろしいでしょうか。

委員：（承諾）

会 長： それでは、以上で特定個人情報保護評価における第三者点検についての審議を終わります。

続きまして、第三者からの自己情報開示請求への対応について、審議を行います。

事務局から、前回審議のまとめと、今回の資料について説明を求めます。

事務局：（説明 前回審議まとめ、今回資料）

会 長： だいたい皆さんおわかりですか。要するに開示請求が可能なケースを類型化するかどうか、類型化した基準を設けるかどうか、という事と、もし基準を設けるとしたら、典型的なものとしては東京都型や岩手県型があるけれども、どういう基準がいいか、といったことをここで審議するということです。

確認ですが、長野県の場合、基準は今まで無くて、問題になったこともそれほどなかったけれども、これから請求があった場合に、事務をスムーズにするか、個人情報の保護という観点から慎重に扱うかという点でどうするかということですね。

事務局： はい。

会長： 長野県の個人情報保護条例では、死者の情報についてちょっと触れてありましたよね。

事務局： 条例の解釈及び運用基準の中で触れられています。この記述も具体的ではなくて、死者に関する情報が遺族の個人情報となる場合に自己情報開示請求ができる場合があるとだけ書かれています。その場合は請求できる記録情報の範囲ですとか、遺族の範囲、血縁関係を保証するため提出させる書類などの決定について情報公開・法務課と協議をすることとしています。

会長： 現状のままだと、そういう開示請求があった時には、一件一件検討すると。それを考えると何か基準があった方が便利なような気がしますが、基準を作ることによるデメリットは何かありますか。

事務局： 例えば東京都の様なケースで基準を決めたとすると、この書類とこの書類を出してくださいということがカチッと決まっていく事が想定されますので、確認する事項が増えていき、それが一つでも欠けてしまった場合にその時点で請求が認められないのかですとか、柔軟性という部分が、事務処理の速度と引き換えに失われる可能性は否定できないと考えられます。

それに対して岩手県の場合は、そもそも請求権を本人以外の者に認めているという点でかなり他の県とは異なる運用だといえます。岩手県のようなタイプの規程を設けているところは全て基準を条例で定めています。条例で定めるとなると、長野県としてもかなり開示請求権の考え方を大きく転換することになるものと考えています。

会長： 今言われた提示を求める書類が多くなるというのは、現状で長野県では基準が特になくても、色々提示してもらって、開示していいかの判断をする資料にしなければいけないわけですよね。基準がなくてもそういう事態はあり得るということですね。そうすると、何らかの基準を作った方がいいような気がしますが、いかがでしょうか。

- 委員： 条例改正だと、切羽詰まった課題があるわけではないのですし、大変なので、解釈及び運用基準の改正ぐらいが現実的ですかね。解釈及び運用基準の表現を変えるというのは具体的にどんな手続になるのでしょうか。
- 事務局： 解釈及び運用基準はあくまで情報公開・法務課で出している内規ですので、情報公開・法務課で検討して、内部で決裁を得て出していく形になります。
- 委員： 条例に書けば一般の人もみんな知ることになるので、広く周知は図られますが、いろんな案件が出てきそうですね。本人が亡くなっているケースなので、いろんな意見が出てくる気がします。
- 会長： これはやはり東京都型と岩手県型というのは、条例で定めるか運用基準で定めるかという基準の定め方とも関係があるのでしょうか。条例でやると一義的にはっきりわかるようなものにする傾向があるので、血縁関係などを基準にする。実質的なものまで条例で決めるのはなかなか難しく、東京都のようなケースは運用基準で決めている。
- 事務局： 岩手の場合は条例の中で、亡くなられた方の親族に対して、亡くなられた方の情報の開示請求権を認めています。岩手の条例によると、情報の性質はあまり限定されていないようです。なので、財産的な相続関係の情報の開示請求もありますが、死者の方のセンシティブな、例えば思想だとか信条だとかの開示請求も排除していません。そういう意味では、かなりの違いがあります。東京都の場合だと、死者の情報でもあり請求者の情報でもあるというものについては、例えば財産権のようなものに限定していて、思想的なものについては、開示請求を認めていません。そういう意味でも、形式的な条例に書いてあるかないかという違いとは別に、対象となる情報についても、考え方の違いというものがあると思います。
- 会長： 東京都型みたいな基準を条例で定めることも可能であるということですよ。
- 事務局： ただ、条例で書いた時にどういう限定にするかという難しさがあると思います。私どもとしても、すぐに条例改正するということまでの議論を念頭に置いているわけではなくて、従来の条例の解釈の延長線の中で、どれだ

け類型化ができるかという点を、今後探っていければいいのではないかと考えています。

会 長： 基準はない現状のままの方がいいだろうと考える委員さんはいらっしゃいますか。

委 員： 岩手のケースのデメリットに書いてありますように、単に親族等と規定してしまうと、いろいろなことが想定されると思いますので、そうすると、個人情報保護の立場から言いますと、死者であっても基本的には、まず保護すること第一に考えて、それにプラスアルファで付随していくいろいろな状況の中で判断していくというように考えるのがいいかと思いました。強いて言うならば、東京都型のように、密なる関係性のあるものに限定するとかだと思えますが、多分、社会通念上大丈夫かと考えていくと、引っかかってくることが多いのではないのでしょうか。明らかに東京型だったらOKですねとしていいものかとも思います。事務処理の煩雑さというのはどこまでいっても残るでしょうけど、一義的には情報の保護ということを考えた方がいいのかと思いました。こういう基準を設けない又は具体的で分かりやすい運用基準にするとか、そういう方がいいと思っています。

会 長： 今おっしゃられた個人情報保護の取扱いを慎重にするという点では、個別の事案ごとに判断していくと、それがいいと私も思います。ただ、誰が判断してもこれは開示してもいいのではないかという、開示することが妥当であると思われるような部類のものが、かなりあるのではないかと思います。東京都の例に書いてあるような相続財産に関する情報とかがそうではないかなど。そうすると、基準がない場合には、どのように検討するのでしょうか。

事 務 局： 他県に事例を聴くですとか、必要性の観点から考えます。世の中一般的にどう考えるかというところに戻っていかざるを得ないと思います。

会 長： 元からいろいろ情報を調査して、いいかどうかを判断すると。そうすると、そういう開示請求があった時に、いちいち調査をしなくても、この内容だったら開示してもいい、あまり手間暇をかけなくてもこれだったらいいという分野があれば、そういうものは基準で示してあると、事務の効率が良くなるということと、変に情報が利用されないようにするという点が両立できるような感じがしますね。類型を作って、そこから外れたものは

一切ダメというようにしておくとは非常に硬直化してしまうので、それに該当しないものについては個別に検討するとか、そういった形であれば慎重な取扱いと事務の効率化が割と上手くいくのかなという感じがしますが。

事務局： 明確な基準があるケースとないケースと中間のところに相当すると思われるのは、対応一覧の三角で示した、開示請求を受けられるケースの例示だけをしている県で、これは結構あって、13 府県あります。

会長： 例示というのは、例示があるものについてはスムーズに開示し、例示に入っていないものについては、ダメというわけではないけれど、その都度検討するということですか。

そうすると、情報の慎重な取扱いという点にも合ってくるということになりますかね。

条例でやれば県民も知りやすいのではという意見もありましたが、条例以外の方法を使った場合、県民が割と簡単に知り得る方法というのはありますか。

事務局： ホームページや行政情報センターなどに何かしらの資料を置ければ、問い合わせがあった際に、こういうケースであれば開示請求ができる可能性がありますのでご相談くださいといった発信が可能かと思います。一番には、ホームページに開示請求の手続を現時点で載せていますので、その中で、例えばこういうケースであれば開示請求は大丈夫ですよと示すことができるのではないかと思います。

会長： そうですね。考えてみれば条例になったから県民みんなが把握するかというと、条例をよく読まない場合もありますし、むしろホームページで示してもらったほうがはっきり分かるという感じはあります。

委員： 例示をしている県というのは、どのような形で一般の方に周知しているのでしょうか。

事務局： そこまでは今回の資料では出てきていませんが、個別に調査をしてみれば分かるかと思います。

委員： 東京都の例で少し気になる点がありまして、死亡した時点で未成年であった自分の子に関する情報ということ、両親がいなくておじいちゃんおばあ

ちゃんが育てていた場合はダメなのかというようにもなるので、自分の子に関する情報あるいはこれと同視できる場合のようにしてはどうかと思います。岩手県のケースは、死者に関わる情報を親族が入手してマスコミに公表したり、税金の滞納とか新興宗教を信仰していたとか精神科の通院歴といった情報を開示請求されても困るので、やはり親族だったらなんでもいいという形にはしない方がいいと思います。

会 長： そうすると、審議の方向とすれば、開示できる一定の基準を設けるということによろしいですか。

委員：（承諾）

会 長： では、どういう中身の基準にするかですが、基準の中身はある程度類型化して、これはよくてこれはダメという基準ではなくて、特に慎重な調査をしなくても開示請求に応じられるものを類型化すると。

事 務 局： 例えばこういうケースだったらできますよというように書いていく形ですか。

会 長： それ以外はできないという事ではなく、それ以外のものについては開示できるかどうかは検討して判断するということですね。そういう基準は、解釈及び運用基準に盛り込んでいくということですかね。

事 務 局： 項目としては、他県が認めているようなものがうちの県として認められるかどうかという点がありますので、そこを一つ一つ潰していただければ、最後に残るのは当県の例示になるかと思います。

会 長： そうすると、ここで類型からどれがいいかを検討するのもまた相当時間がかかると思うので、類型化する基準についてどんなものがあるか、先ほど少し意見を出していただきましたが、その方向をもっと細部にわたって、他の県で採用している類型などが、長野県として取り入れるのが妥当かどうか、あるいはやめた方がいいかどうかという検討を、事務局にさせていただいてもいいですかね。

委員：（承諾）

会 長： ではそういう方向で事務局にお願いして、次回に中身を決めていくこととします。

本日の審議案件は以上で一通り終了しましたが、事務局から何かありますか。

事 務 局： 先ほどの税務課の案件ですが、リスク対策について市町村課の表現と税務課の表現がそろってない点についてです。住基は全国的な取扱いで税務は長野県の取扱いだから表現が変わっていいというのは、ちょっと説明として説得力がないと正直思いました。そこで、先ほどの審議を締め切った後で恐縮ですが、表現については、税務課なり市町村課と相談をさせていただいて、多少表現を変えることもあり得るということをご了解をいただきたいと思えます。

特に力を入れているという表現にするか、十分であるという表現にとどめるか、両者の事務の整合性といった点からもう一度考えさせていただきたいと思えます。

会 長： 税務課の案件について事務局から提案がありましたが、そのような取扱いでよろしいですか。

委員：（承諾）

会 長： では、そのようにお願いします。

次に、前回の会議録についての審議を行います。事前に、第36回審議会の会議録を事務局から送付してありますが、記載内容について、何か御意見等がありますか。

委員：（意見なし）

会 長： それでは、第36回審議会の会議録は、この内容で確定します。続きまして、次回の審議会の日程調整をします。

（日程調整）

会 長： それでは、次回の審議会は7月13日（月）13時30分から、県庁会議室ということにします。

以上で本日の個人情報保護運営審議会を終了します。